

総合口座（または定期預金）通帳を使用した期日指定定期預金（以下「この預金」という。）取引については、別に定める「総合口座（または通帳式定期預金共通）取引規定」によるほか以下により取扱います。

1.（支払時期等）

(1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

① A. 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日はこの預金の全部または一部について、預入日の1年後の応当日（通帳記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

B. 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次号により満期日の指定はなかったものとしたときを含む。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定がないときも同様とします。

② 指定された満期日から1か月经過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

③ 継続停止の申出がない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前号により満期日の指定がなかったものとされたときはその預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

2.（預金利息）

(1) この預金の利息は付利単位を1円とし継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率によって、1年複利の方法で計算します。

① 1年以上2年末満 通帳記載の「2年末満」の利率

② 2年以上 通帳記載の「2年以上」の利率

(2) 継続をする場合のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に普通預金に入金または元金に組入れます。

(3) 継続後のこの預金の利息についても、前2項と同様の方法で取扱います。

(4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後に元金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(5) この預金を通帳式定期預金共通取引規7.（1）、（4）および（5）の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、元金とともに支払います。

① 6か月未満 解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年末満 2年以上利率×40%

③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

④ 1年6か月以上2年末満 2年以上利率×60%

⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

⑥ 2年6か月以上3年末満 2年以上利率×90%

(6) 前項の利率は金融情勢の変化により変更することがあります。なお、定期預金の利率を変更した場合には、新利率は変更日以後に継続される定期預金から適用します。

3. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2022年1月1日改定)